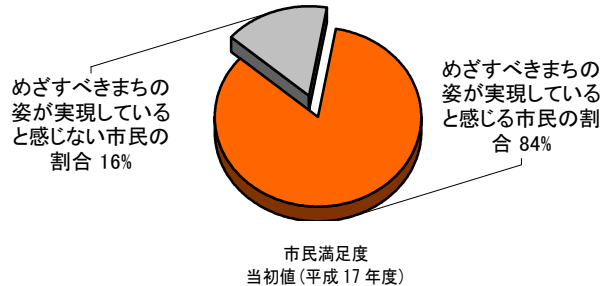


第2節 歴史を継承し、文化を創造するまち

1 歴史環境

＜めざすべきまちの姿＞

豊かな歴史的遺産が大切に保全され、伝統的な文化が保存・継承されているまち



■「鎌倉市は、豊かな歴史的遺産が大切に保全されるとともに、伝統的な文化が保存・継承されているまちだと思いますか。」との問に対して、「とてもそう思う」もしくは「少しそう思う」と答えた人(めざすべきまちの姿が実現していると感じる市民)が、8割見られます。

(「平成17年度市民意識調査」より)

■ 現状と課題 ■

- 本市の豊かな歴史的遺産は、古都鎌倉としての歴史的風土を守るための古都保存法によって、その背後の自然環境と一体となって保全され、世界に誇れるものとなっています。
- 歴史的遺産は、鎌倉にとってかけがえのない資源・資産*であり、世界的に価値ある人類共通の遺産として大切に守っていかなければなりません。これら資源・資産の保存や活用を図り、鎌倉の魅力と個性を後世に伝えとともに内外に向けて発信していく必要があります。
- 世界遺産登録に向けた考え方が「武家の古都・鎌倉」としてまとめられ、早期の登録推薦をめざし準備を進めています。
- 鎌倉市の持つ歴史や文化財について理解と関心を深め、自分のまちの歴史と文化の伝統を知することは、郷土愛を育てる上からも大切なことです。
- 鎌倉市は市内の6割以上の地域が埋蔵文化財包蔵地となっており、古都として本市の地形的な特徴である谷戸や海浜などに鶴岡八幡宮境内(御谷地区)や北条氏常盤亭跡、和賀江嶋などの国指定史跡が27箇所あります。今後も歴史的・学術的に重要な箇所についてさらに保存を図っていくため、新たな国指定史跡等の指定を行う必要があります。
- 史跡永福寺跡は環境整備事業を進め、将来史跡(歴史)公園としての整備・活用が望まれています。
- 発掘調査などで出土した貴重な考古資料や民俗資料などの保管・研究や展示する施設が求められており、鎌倉にふさわしい施設の整備に向けて検討する必要があります。
- 本市独自の伝統芸能・工芸などを保存・継承し、後世に伝えていく必要があります。

資産:利活用されている「資源」のこと。



目標

【目標】

世界に誇れる貴重な歴史的遺産の保存を図るとともに、整備・活用を進めていきます。

先人から営々と築かれてきた伝統芸能・工芸などの保存・継承に努めます。

歴史と文化の伝統に裏打ちされた鎌倉らしさを継承し発展させるため、市民や世界に向けて情報を発信します。

豊かな歴史的遺産を守り後世に伝えるため、引き続き、世界遺産登録推薦をめざします。

【施策の方針】

1. 歴史的遺産と自然環境の保全
2. 史跡の指定、保存、管理、整備及び活用
3. 埋蔵文化財の発掘体制
4. 文化財の保存、調査・研究、情報の充実
5. 伝統芸能・工芸などの保存・継承
6. 世界遺産への登録



施策の方針

1 歴史的遺産と自然環境の保全

(1) 歴史的風土特別保存地区の公有地化を国・県に要請します。

(2) 国指定史跡である永福寺跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)、北条氏常盤亭跡及び東勝寺跡の保全を図るため公有地化に努めます。

2 史跡の指定、保存、管理、整備及び活用

(1) 歴史的・学術的に重要な箇所について、新たに国指定史跡等の指定に向けた検討、準備を進めます。

(2) 国指定史跡の適切な保存管理を図るため、史跡保存管理計画の策定を進めます。

(3) 史跡永福寺跡については環境整備事業を進め、将来史跡(歴史)公園として整備・活用を図ります。

(4) 国指定史跡の整備・活用に向けて、史跡整備計画策定の検討を進めるとともに、維持管理に努めます。

3 埋蔵文化財の発掘体制

発掘調査体制の整備・充実に努めます。

4 文化財の保存、調査・研究、情報の充実

(1) 文化財の保存を図るため、指定文化財の指定を進めます。

(2) 文化財資料のデータベース化を進めます。

(3) 発掘調査出土品、民俗資料及び中世鎌倉を中心とした鎌倉の歴史資料等の整理、保管、研究、公開及び学習の場となる施設を整備し、国宝館等と連携し、情報の発信を行います。

(4) 文化財を学ぶ機会など文化財保護の事業を、市民・事業者・NPO等と協働で進めます。

5 伝統芸能・工芸などの保存・継承

伝統芸能・工芸などを保存・継承するため、後継者の育成や資料の保存を図ります。

6 世界遺産への登録

- (1) 世界遺産登録推薦に向けて必要な国指定史跡指定、保存管理計画策定等を行います。
- (2) 世界遺産登録推薦について引き続き市民に理解を求め、市民と一体となった取り組みを進めます。
- (3) 世界遺産登録に向けた推薦について、国へ要請していきます。
- (4) 世界遺産登録後は、登録遺産の保存・整備・活用を進めるための体制の充実を図ります。



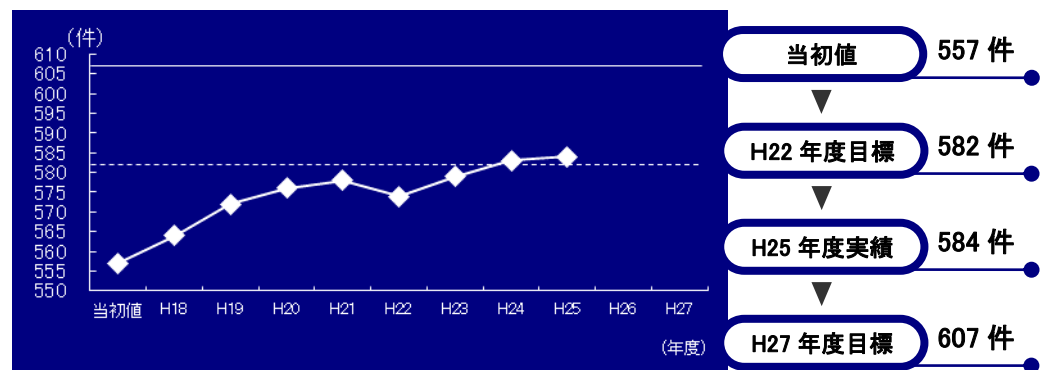
目標指標

【主な所管部・所管課】

文化財部
文化財課

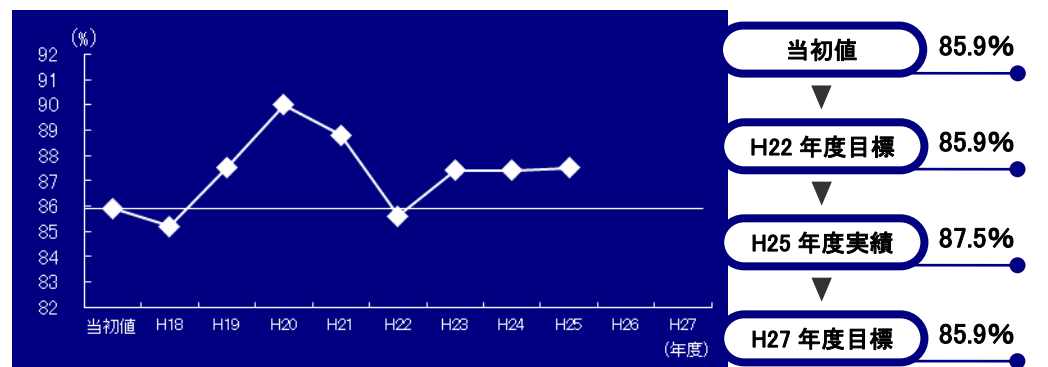
文化財指定件数(+)【統計指標】

文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づく指定文化財の総件数



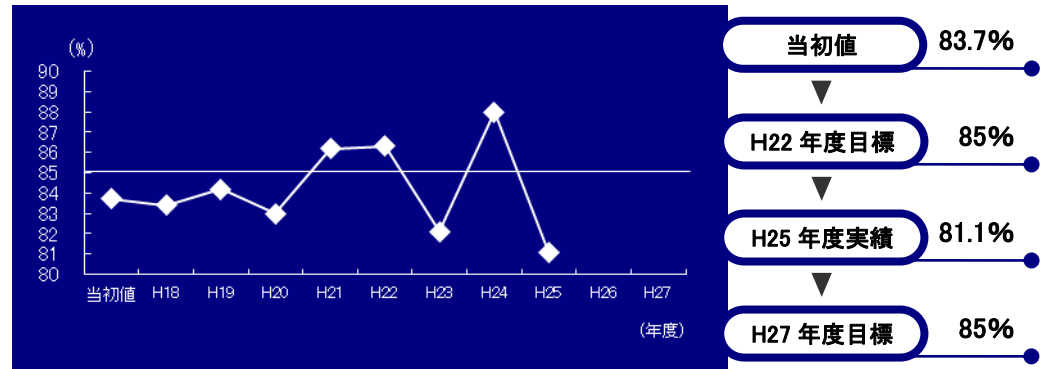
歴史に親しんでいる市民の割合(+)【アンケート指標】

ここ1年間に市内の史跡等に訪れた市民の割合



■市民満足度(+)【満足度指標】

豊かな歴史的遺産が大切に保全され、伝統的な文化が保存・継承されているまちの実現状況について、市民が実感している割合



■■評価と展開■■

■目標達成に向けた 25 年度の実績と自己評価

【歴史まちづくり推進担当】

・イコモスによる世界遺産一覧表への「不記載」勧告を受け、平成 25 年6月4日、文化庁がユネスコに対する「武家の古都・鎌倉」の推薦取下げを決定しました。このため、後期実施計画事業における事業工程の変更を行い、新たな計画に基づいて再推薦をめざすこととしました。

・神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会において、イコモス勧告の詳細分析など、世界遺産再推薦に向けた取組を進めました。

・鎌倉世界遺産登録推進協議会は、「武家の古都・鎌倉」が推薦取り下げとなったことから、現時点での登録推進活動を終了しました。

・歴史的風致維持向上計画の策定に向けて、副市長や関係部長による「歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会」を新たに設置しました。

・世界遺産登録に係る推薦取り下げを受け、世界遺産ガイダンス施設整備計画を（仮称）鎌倉歴史文化交流センター整備計画に改め、（仮称）鎌倉歴史文化交流センター整備基本計画を策定しました。また、15 億円の施設整備費助成金の寄附も受納しました。

【まちづくり景観部】

・神奈川県への歴史的風土特別保存地区の指定拡大の要請について、平成 25 年6月の世界遺産登録の推薦取下げを受け、これまで県と調整してきた世界遺産登録に関連する箇所を中心とした指定拡大の方向性を見直し、本市緑の基本計画を基本として、国指定史跡と一体となる等の区域を改めて精査し、県・市の事務レベルでの調整を継続していくこととしました。

【文化財部】

・国・県の補助金を活用し、史跡北条氏常盤亭跡（1,752.56 m²）、史跡鶴岡八幡宮境内（314.90 m²）を購入しました。

・史跡永福寺跡苑池等復元工事を実施しました。

・国、県、市指定重要文化財等保存修理事業に補助を行いました。

■8年間(平成 18～25 年度まで)の取組の評価

【歴史まちづくり推進担当】

・「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録推進においては、文化庁と4県市世界遺産登録

推進委員会の協働により推薦書(案)を作成、国からユネスコ世界遺産センターへ提出し、「世界遺産登録推薦」という課題を達成しました。

しかし、イコモスからの「不記載」勧告を受け、日本国が「武家の古都・鎌倉」の推薦を取り下げました。

今後は、再推薦に向け多くの市民の方々や関係者に理解を深めていただき、賛同を得られるよう取り組んでいくことが必要と考えています。

【市民活動部】

・平成 21 年度に「鎌倉彫」が地域団体商標として登録されるなど、伝統的工芸品産業の振興への取組が一定の評価を得たものと考えます。

【まちづくり景観部】

・神奈川県への歴史的風土特別保存地区の指定拡大の要請については、これまで本市緑の基本計画に示している候補地を基本として、県と調整を続けてきました。県の財政負担増大の懸念等から一時は事務が停滞したものの、平成 24 年度には世界遺産登録に関連する箇所を中心とした区域の指定について、神奈川県と方向性を確認するに至りました。ところが、平成 25 年4月のイコモスによる不記載勧告と同年6月の推薦取下げを受け、指定の考え方を再整理する必要性が生じました。このようなことから、平成 25 年度においては、あらためて国指定史跡と一体となる等の区域を精査し、今後とも県・市が事務レベルでの調整を継続していくことを確認しました。

【文化財部】

・「豊かな歴史的遺産が大切に保全されるとともに、伝統的な文化が保存・継承されているまち」の実現に向けて、史跡の公有地化や整備、発掘調査等の実施に取り組んできました。

特に史跡永福寺跡は、環境整備工事が始まり、史跡(歴史)公園の実現に向けて整備が進んでいます。

発掘調査・研究体制の整備・充実については、検討中であり、具体的な方策を決定していく必要があります。

■25 年度までの未達成事業の課題・問題点など

【歴史まちづくり推進担当】

・イコモスによる世界遺産一覧表への不記載勧告において指摘された事項を是正するため、比較研究等の取組を進める必要があります。

【市民活動部】

・特にありません。

【まちづくり景観部】

・歴史的風土特別保存地区の指定拡大に向け、本市緑の基本計画を基本として、国指定史跡と一体となる等の区域を精査し、指定権者である神奈川県の財政状況等を踏まえながら、指定の考え方を再構築する必要があります。

【文化財部】

・発掘調査・研究体制の整備・充実、文化財情報のデータベース化が検討課題となっています。

■第3期基本計画の施策の方針における今後の展開(取組方針)

【歴史まちづくり推進担当】

《歴史的遺産と共生するまちづくり》

・鎌倉の貴重な歴史的遺産を守り伝えていくため、世界遺産のあるまちをめざすための基盤を整えるとともに、世界遺産登録に結びつくコンセプトの再検討を進めます。

・まちづくり行政と文化財保護行政の考え方を兼ね備えた「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく、歴史的風致維持向上計画の策定に向けた準備作業を行います。平成 27 年度中に本計画が認定されるように取組を進めます。

《文化財の保存、調査・研究、情報の充実》

・扇ガ谷一丁目用地全体を活用した（仮称）鎌倉博物館整備に向けて、外部の学識者等による委員会を設置し、基本構想の策定を進めます。また、扇ガ谷一丁目用地にある既存建物を改修し、（仮称）鎌倉歴史文化交流センターを整備するため、設計業務や工事等を行います。

【市民活動部】

《商工業振興の充実》

・鎌倉で唯一「伝統的工芸品」として指定されている鎌倉彫の高度な技術の伝承と地場産業としての振興を図ります。

【まちづくり景観部】

《歴史的風土の保存》

・歴史的風土特別保存地区の指定拡大に向け、本市緑の基本計画を基本として、近年の新たな史跡指定と関連する箇所を中心とした指定区域の考え方について、引き続き、指定権者である神奈川県と調整します。

また、指定拡大の方向性について神奈川県との合意形成が図られ次第、実施計画の実施事業として位置づけ、指定に向けた具体的な取組を進めていきます。

【文化財部】

《史跡の指定、保存・管理、整備及び活用》

・保存管理計画に基づき、適正な維持管理・保護・整備及び公開活用を図ります。

また、未指定の歴史的・学術的に重要な遺産について、必要に応じ史跡指定などの検討を行います。

《文化財の保存、調査・研究、情報の充実》

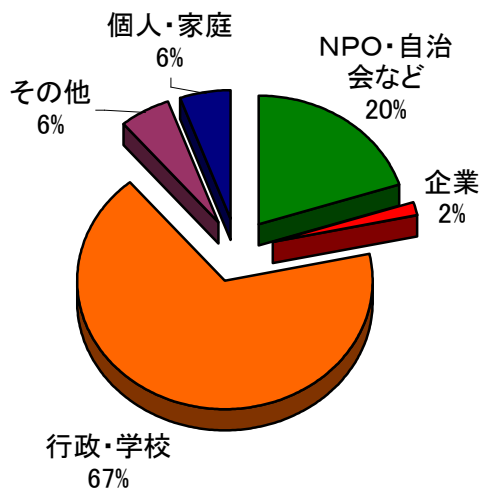
・文化財の適切な保存管理・調査研究及び展示等の公開活用を行うとともに、学校教育・生涯学習事業と連携しながら、広く市民への情報発信を行うため、文化財保護体制の更なる強化を図ります。

市民等と行政 の協働

■市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- 歴史的遺産や周辺環境の保全に取り組み、鎌倉の魅力を発信します。
- 伝統芸能・工芸の継承を積極的に行い、行政は場の提供など活動を支援します。

参考：市民が期待する各主体の役割の大きさ



(「平成 15 年度市民意識調査」より)

外部評価結果

鎌倉市民評価委員会による評価

この分野の8年間の取組は、**きわめて優れていた**。

この分野の8年間の取組の進捗状況・取組のあり方に関する意見

- ・歴史環境を継続的に保全し、大事にしている。
- ・武家の古都・鎌倉の世界遺産推進において、歴史環境の保存に対する取組や、歴史環境の整備、市民への広報活動など多大な努力は決して無駄なものではなく、評価できる。
- ・8年間の取組以前から、歴史的まちづくりとして世界遺産登録への活動を継続してきた。文化財保存も継続されている。
- ・「世界遺産」関係者の並々ならぬ努力にも拘らず、推薦が取り下げられたことは残念である。再推薦を目指すとのことであるが、何よりも ICOMOS による顕著な普遍的価値としての物的証拠が足りなかったこと、都市化への懸念などの指摘に対する戦略の練り直しと世界遺産に結びつくコンセプトの再検討が必要である。そこから新たな戦略が生まれてくることを期待する。
- ・この評価期間の間、世界遺産登録を前提に話を進めてきた感があるが、登録されなかった結果を真摯に受け止め、若い世代にその理由を伝えていく必要がある。

第3期基本計画に向けたこの分野に関する意見

- ・世界遺産登録には至らなかったものの、鎌倉市の有する普遍的な価値は変わっておらず、古都、歴史を後生に伝えるべくまちづくりを進めてほしい。特に、普遍的な価値については、視野を広げて説明できるようにすべきであり、今後、歴史まちづくり法に基づく取組を進めていくべきである。
- ・改めて世界遺産登録の意義を検証し、新たな計画、戦略を練り直す必要がある。なお、世界遺産への再推薦を目指すにあたっては、市民と一体となって古都・鎌倉を社会

にアピールして、さらに歴史環境の最善の維持と継承ができるかの企画力が問われる。

- ・世界遺産登録はあくまで本事業を推進した結果によるもので、それが目標では無く、どのように歴史環境を残していく事が、市や市民のためになるかということを念頭において事業を実施して頂きたい。(依然として世界遺産登録に反対な市民も多い。)
- ・世界遺産登録推薦の取下げから学んだ問題点を検証し、今後の施策のテーマを市民へ示して欲しい。
- ・特に鎌倉にあっては歴史的遺産と一体的に構成される山稜部の保存管理が望まれる。現行法「歴史的風土特別保存地区」及び「特別緑地保全地区」のみで適切に対応できるか疑問であり、緩衝地域の利害関係者の理解と協力が必要である。
- ・歴史的な価値や環境を保全し、活かす道を、まちづくりの観点から見直すべきである。

この分野の指標に関する意見

- ・満足度の目標値は微増に留まっている。より高い成熟度をめざすべきである。
- ・満足度と社寺参詣、文化財指定件数ともに相関性は成立しない。要因として社寺、文化財ともに余りにも身近な存在であるため、訪れることによる満足感が稀薄になっていると思われる。
- ・歴史環境に関する評価は世界遺産登録されなかったことによるものか直近でやや低下したものの、依然として8割を維持しており、市民に受け入れられていると考える。鎌倉の将来像を考えると、これからも歴史環境はキーとなる指標と思われる。ただし、歴史に親しんでいる市民の割合は高くとも、世界遺産登録への意識のまとまりが難しかったことも課題である。
- ・伝統的な文化の保存や継承への市民の満足度が急激に上下している。このような急激な変化には意味があると思うのでその要因は検討すべきであろう。
- ・「史跡を訪れた市民の割合」とあるが、訪れた人が市民かどうかわからない。また、文化財の指定数についても増やせば良いというものでもない。京都等、他の都市のをベンチマークとして指標を策定すべきである。

この分野に関する総括意見

- ・現在の鎌倉市の有り様が古都の歴史を守ってきた結果であるという自負と自信を市民と共有化し、鎌倉市がどういうまちづくりを進めてきたのか改めて検証し、これからのまちづくりのあり方を打ち出して頂きたい。
- ・鎌倉市の特徴である武家文化や歴史環境を如何に市民と協働で守り伝えられるか、古都鎌倉が市民の地元への誇りとなるような施策が求められるであろう。
- ・世界遺産登録に反対している市民がいるのはなぜか？市民からの理解が不十分な理由として関連部局との連携が不十分であることなどが考えられる。各部局の壁を取り除き連携してほしい。総合交通や道路整備等他の分野と連携し、鎌倉の都市計画全体を考慮し、市民が納得できる方向性を示した上で事業を実施していく事が望まれる。世界遺産と都市化の状況について、改めて取組を考える必要がある。その一方策として「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(略称「歴史まちづくり法」)の認定を受けることを勧める。
- ・歴史あるまちづくりを今後も進めるならば、市街地整備や交通など総合的に見直す姿勢を示して欲しい。

実施計画	■ 史跡の公有地化(2-1-1-①) ■ 古都保存法の啓発(2-1-1-②) ■ 歴史的風土特別保存地区の指定(2-1-1-③) ■ 国指定史跡への指定及び指定の検討(2-1-2-①) ■ 国指定史跡永福寺跡の環境整備(2-1-2-②) ■ 国指定史跡の環境整備(2-1-2-③) ■ 文化財の保存修理(国・県指定文化財)(2-1-4-①) ■ 文化財の保存修理(市指定文化財)(2-1-4-②) ■ 博物館の整備(2-1-4-④) ■ 野村総研跡地における文化・教養施設等の整備(2-1-4-⑤) ■ 世界遺産登録の推進(2-1-6-①) ■ 世界遺産ガイダンス施設の設置(2-1-6-③) ■ (仮称)鎌倉歴史文化交流センターの設置(2-1-6-④)
個別計画	■ 史跡永福寺跡保存整備基本計画 ■ 野村総合研究所跡地土地利用等基本計画
事務事業評価	■ 世界遺産条約登録事業(歴史-01) ■ 博物館整備事業(歴史-02、文財-07) ■ 市史編纂事業(教育-34) ■ 調査・整備事業(文財-02) ■ 史跡買収事業(文財-03) ■ 文化財保存・修理助成事業(文財-04) ■ 公開宣伝事業(文財-05) ■ 永福寺跡環境整備事業(文財-06) ■ 国指定史跡環境整備事業(文財-08)
関連リンク	■ 文化財の保護(文化庁) ■ 文化芸術の振興に関する基本的な方針(文部科学省)